

あっせん・仲裁手数料細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県弁護士会あっせん・仲裁手数料規則(以下「手数料規則」という。)第2条第1項に定める申立手数料算定における事件の個数の基準、同条第2項に定める申立手数料を減免することができる特別の事情、同規則第3条第1項及び第2項に定める成立手数料算定における紛争の価額の算定基準、同条第3項に定める成立手数料を増額することができる場合並びに同条第4項に定める成立手数料を減免することができる特別の事情について規定するものである。

(申立時における事件の個数の基準)

第2条 申立時において同一の事実関係に起因する1個の社会的紛争を基準として、その紛争毎に1件の申立てとし、訴訟物を基準としない。

- 2 申立時において、1個の紛争と認められるものの中に主位的請求・副位的請求、主たる請求・付帯請求があっても、1件の申立てとする。
- 3 当事者が複数のときは、社会的紛争もその数だけあるものとし、申立人又は相手方の数だけの申立てとする。ただし、申立人又は相手方が複数であっても主たる債務者と連帯保証人というように経済的利益を共通にするときは、1件の申立てとし、当事者が多数存在することが必要である場合(必要的共同訴訟にあたる場合には限定しない。)には全体を1件の申立てとする。
- 4 事件の個数に疑義があるときは、次の基準に基づき紛争解決センター運営委員会がこれを判断する。
 - (1) 次に掲げる事件については、1件の申立てとする。
 - ア 親族間の紛争調整
 - イ 共有物分割
 - ウ 遺産分割
 - (2) 次に掲げる事件については、複数の申立てとする。
 - ア 債務整理(複数の債権者を相手方とし、債権者間に関連性がない場合)
 - イ 売掛金債権回収(複数の債務者を相手方とし、債務者間に関連性がない場合)
 - (3) 次のアからウまでに掲げる事件については、当該アからウまでに定めるとおりとする。
 - ア 共同不法行為(交通事故、集団暴行等)のうち、被害者が1人、加害者が複数の事件 1件
 - イ 共同不法行為(交通事故、集団暴行等)のうち、被害者が複数、加害者が複数の事件 被害者の数に応じた件数

ウ 会社の経営権を巡る争い 事案に応じた件数

5 前項の決定は運営委員会が指名した担当委員が行うものとし、これをもって運営委員会の決定とする。

(申立手数料減免の基準)

第3条 申立手数料を減免することができる特別の事情がある場合とは、次に掲げる場合をいうものとする。

- (1) 生活保護受給者等で経済的事情により申立手数料を負担できない場合
- (2) その他、運営委員会が減免を相当と認める場合

2 減免の決定は、運営委員会が指名した担当委員が行うものとし、これをもって運営委員会の決定とする。

(成立手数料算定における「紛争の価額」の算定基準)

第4条 手数料規則第3条に定めるあっせん・仲裁人が和解契約書又は仲裁判断書に解決額として示す経済的利益としての紛争の価額は、あっせん・仲裁人が別表及び全国弁護士協同組合連合会発行の弁護士業務便覧の訴訟物価額の算定基準を参考にし、事案に応じた適正妥当な紛争の価額を定める。

2 紛争の価額を算定することが困難な場合には、あっせん・仲裁人が具体的事案の内容等を勘案し、50万円、100万円、300万円、500万円のいずれかに定める。

(成立手数料の増額基準)

第5条 成立手数料を増額することができる場合とは、事案が複雑であるためあっせん・仲裁期日を多数回開催した等あっせん・仲裁手続に格別の努力を要した場合のことをいう。

2 増額の決定は、運営委員会が指名した担当委員が行うものとし、これをもって運営委員会の決定とする。

(成立手数料の減免基準)

第6条 成立手数料を減免する場合とは、次に掲げる場合をいうものとする。

- (1) 当事者が経済的事情により成立手数料を負担することができないとき。
- (2) 申立て以前に相手方において、一部の支払義務を認めている金銭請求事件であって、その支払義務の認容が確定的であるとき。
- (3) 経済的利益が名目的であり、現実には回収困難な事情が認められるとき。
- (4) その他あっせん・仲裁人が減免を相当と認める事由があるとき。

2 減免の決定は、運営委員会が指名した担当委員が行うものとし、これをもって運営委員会の決定とする。

附 則

- 1 この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、法務大臣が福岡県弁護士会を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき認証紛争解決事業者として認証した日から施行する。
- 2 この細則の施行前に受理したあっせん・仲裁事件については、なお従前の例による。

（日弁連承認日 平成22年8月19日）

（法務大臣認証日 平成23年3月29日）

別表（第4条第1項関係）

成立手数料算定における「紛争の価額」の算定基準

事 件	算 定 基 準
①金銭請求	(1) 給付 ア 一括支払の場合 一方当事者から他方当事者へ支払われる金額（当事者が複数の場合又は債権が複数の場合は合算額） イ 分割支払の場合及び継続的給付の場合 アの金額の10分の7 (2) 確認 確認額
②賃料増減額	増減額分の3年分の額
③所有権、会員権	対象物の時価相当額 ※不動産については固定資産評価額、相続税評価額等を参考にする
④占有権、地上権、永小作権、賃借権、使用借権	対象物の時価相当額の2分の1。ただし、権利の時価が対象物の時価を超えるときはその権利の時価相当額
⑤地役権	承役地の時価相当額の2分の1
⑥担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは担保物の時価相当額
⑦不動産の登記手続	③から⑥までに準じた額
⑧詐害行為取消	取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
⑨共有物分割	対象となる特分の時価相当額の3分の1。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いのある部分については争いの対象となる財産又は特分の額
⑩遺産分割	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分についての争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1。
⑪遺留分減殺	対象となる遺留分の時価相当額